

当協会は、内閣総理大臣による公益認定（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 100 条に適合）を受け、平成 23 年 4 月 1 日に公益財団法人となりました。当協会に対する会費及び寄付金は、所得税法施行令第 217 条第 1 項第 3 号及び法人税法施行令第 77 条第 1 項第 3 号に該当する特定公益増進法人として、寄付金控除の対象となります。

なお、公益認定を受けた当協会の事業該当等は次の通りです。

法人の名称	公益財団法人日本ユニセフ協会
代表者の氏名	高須 幸雄
主たる事業所の所在地	東京都港区高輪四丁目 6 番 1 2 号
公益目的事業	ユニセフ及び「児童の権利に関する条約」に関する知識の普及と啓発を以って国際協力精神を涵養し、あわせて国際協力の実施を促進する。
収益事業等	該当なし

以上

公益財団法人 日本ユニセフ協会
会 長 高 須 幸 雄

